

# 平成17年度「動物由来感染症監視体制の整備」事業実施要領

## 1 全国統一調査対象疾病及び対象家畜

- (1) 豚のインフルエンザ(豚)
- (2) 病原性大腸菌 O-157(乳用牛・肉用牛)
- (3) クリプトスポリジウム(乳用牛・肉用牛)

## 2 本事業の実施方針

- (1) 豚のインフルエンザ  
病性鑑定で搬入された呼吸器症状等の臨床症状を示した豚等を対象とし、インフルエンザのウイルス分離検査を実施する。なお、抗体検査は必要としない。
- (2) 病原性大腸菌 O-157  
臨床上健康な牛を対象に、月齢が偏ることのないよう糞便を採材し、大腸菌 O-157の分離を実施する。
- (3) クリプトスポリジウム  
牛を対象に、月齢が偏ることのないよう糞便を採材し、下痢の有無を確認の上、オーシストの検出を実施する。

## 3 調査方法

- (1) 豚のインフルエンザ  
調査は、病性鑑定豚について実施することとし、臨床検査及びウイルス分離によるものとする。
  - ア 検査対象：病性鑑定豚
  - イ 検査時期：通年
  - ウ 検査週齢：すべての週齢
  - エ 検査材料：肺乳剤・鼻腔スワブ等
  - オ 検査方法
    - ・ウイルス分離  
ウイルス分離は発育鶏卵によるものとし、病性鑑定受付後、速やかに実施する。赤血球凝集性(HA)を有するウイルスが分離された場合には、簡易キットによりA型インフルエンザウイルス検査を行う。A型インフルエンザウイルスと判定された場合は、PCRによりH1及びH3の予備判定検査を実施した後、平成17年度は、分離ウイルスを(独)農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所(以下「動衛研」)に送付する。その際、分離ウイルスの取扱いには十分注意する。  
なお、詳細な検査方法については、病性鑑定指針(平成10年10月22日付け10畜A第1937号農林水産省畜産局長通知)及び別添「豚インフルエンザ検査法」(作成中)を参考にする。

・臨床検査

検査実施豚について、呼吸器症状の有無等の臨床症状を確認し、記録する。  
また、同居豚の臨床症状等の状況把握に努め、検査実施豚が所在した豚舎及び豚房を把握する。

・ウイルスの同定

動衛研では、都道府県家畜保健衛生所に技術的助言を行うとともに、分離ウイルスのHA亜型の確定判定を行い、受領後10日以内に結果を家畜保健衛生所に通知する。

(2) 病原性大腸菌O-157

調査は、臨床上健康な牛を中心に実施し、細菌分離による。

ア 検査対象：臨床上健康な牛で、サーベイランスの結果が反映されるよう1戸当たりは育牛、育成牛（未経産）、成牛それぞれ同じ割合で採材する。

イ 検査時期：通年

ウ 検査月齢：すべての月齢

エ 検査材料：糞便

オ 検査方法：細菌分離（原則ビーズ法を用い集菌し分離する。分離培地等は都道府県が判断する。）

病原因子検索（都道府県の判断により必要性に応じて実施。）

(3) クリプトスポリジウム

調査は、若齢牛を中心に実施することとし、オーシストの検出による。

ア 検査対象：牛

イ 検査時期：通年

ウ 検査月齢：すべての月齢（若齢牛、特に2週齢未満を中心に実施）

エ 検査材料：糞便

オ 検査方法：オーシストの検出（浮遊法・抗酸菌染色等）

4 事業成績

様式1により取りまとめを行う。

5 注意事項

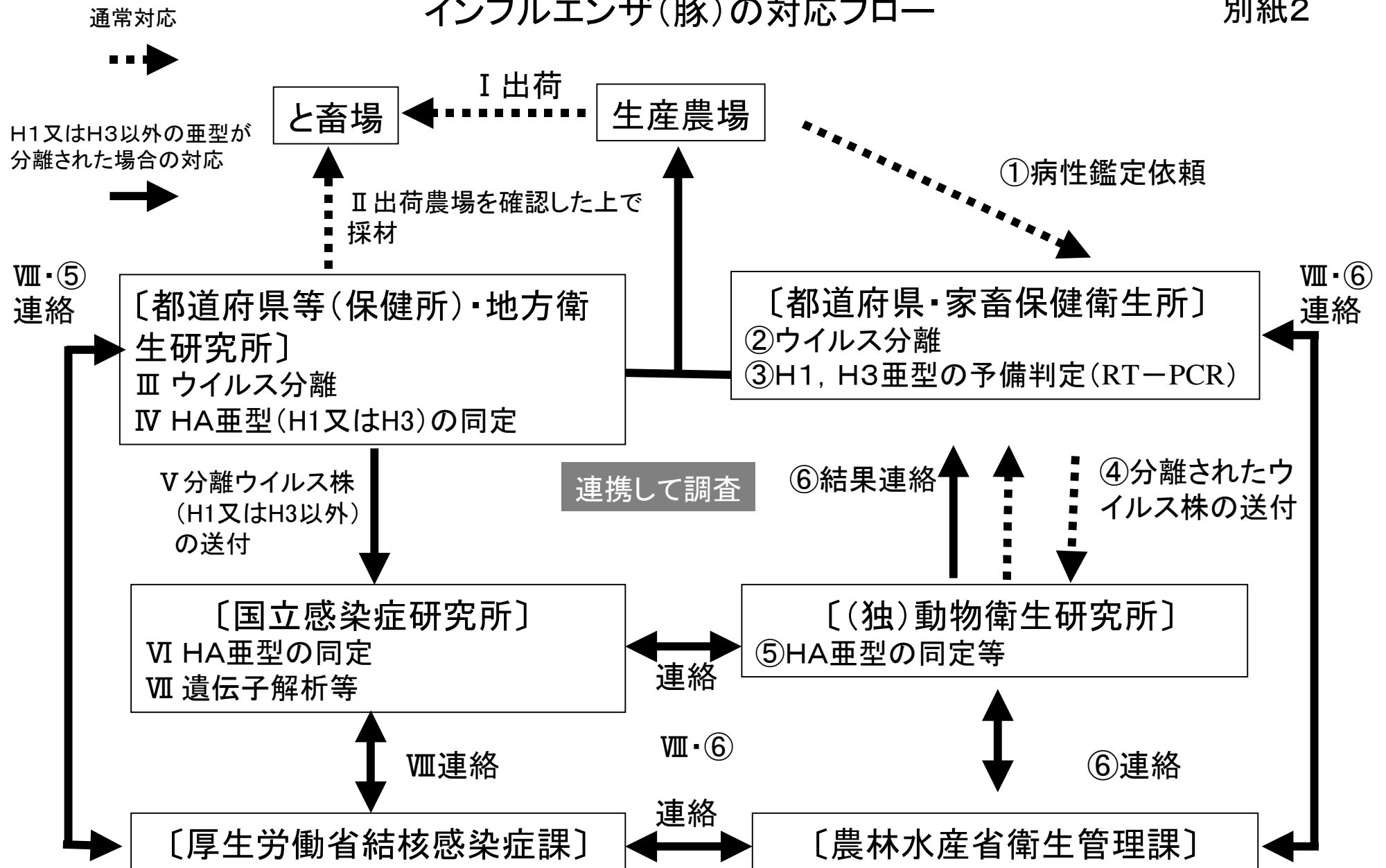
事業の実施に当たっては、対象農家に事業の趣旨を説明し、十分理解を得た上で実施する。

6 事業報告書の提出期限

都道府県は、4の事業成績を平成18年2月24日（金）までに当課保健衛生班あて郵送及びメールにて報告する。

# インフルエンザ(豚)の対応フロー

別紙2



※立入調査の内容については、保健所サイドは結核感染症課と、家畜保健衛生所サイドは衛生管理課とそれぞれ協議。  
 ※検査結果等の情報の取り扱いについては、精密検査、立入検査の結果等により確実な情報が得られるまでの間は、風評被害等による混乱を防止する観点から、十分留意。

# 豚におけるインフルエンザの調査においてH5又はH7のウイルスが分離された場合の調査等の内容(案)

## 分離農場

飼養されている豚及び感受性動物の移動自粛



同一豚房又は隣接豚房のすべての豚及び感受性動物のウイルス分離



※陽性の場合、引き続き移動自粛。一定期間(7日間程度)経過後、再度ウイルス分離を実施。



陰性の場合、移動自粛を解除。



(留意事項)

- ・ウイルス拡散防止のため、野鳥・野生動物の侵入防止、はえ等の衛生害虫の駆除を徹底するとともに、畜舎の消毒等を実施。
- ・防疫作業等に従事する者は、防疫衣、マスク、ゴーグル、手袋等を着用し、予防投薬等も考慮。

## 周辺地域

(半径10km以内の家きん飼養農場)

- ・ウイルス侵入防止対策の徹底
- ・異常家きんの早期発見・早期通報の徹底
- ・モニタリングの強化

※H1、H3、H5又はH7以外のウイルスが分離された場合：必要に応じて、公衆衛生サイドと連携し、調査を実施。